

## 会員規約〈賛助会員〉

特定非営利活動法人 医療機関支援機構（以下、当機構とする。）は、当機構会員規約を以下のとおり定め、会員は本規約を承諾したものとします。

### 第1条（目的）

当機構は、医療機関を利用する人々の暮らしが、健康で快適なものへと変わることを願い、患者サービスという側面から医療機関を支援し、すべての人が快適に利用できる医療機関の環境を構築し社会に貢献することを主たる目的とする。  
当機構の会員は当機構の活動を理解し、その目的達成のために協力活動を行うものとする。

### 第2条（活動内容）

当機構は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 健康や医療情報の提供。人材教育（看護補助者等）及び医療機関への人材紹介、斡旋。
- (2) 患者サービスに対する助言又は支援・協力及び患者サービスの評価・審査
- (3) 医療機関における患者サービス設備・備品及び人的支援の提供
- (4) 医療従事者に関する諸外国支援及び国際協力
- (5) 関係機関・団体との連絡・協議
- (6) 本機構の事業に必要な資料の編集及び刊行
- (7) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

### 第3条（賛助会員期間及び会員区分）

会員期間は1年間とし、退会届の提出がない場合、毎年更新するものとする。

また、賛助会員の区分は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員A：営利法人〔一般企業〕
- (2) 賛助会員B：公益法人〔財団法人、社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO法人等〕
- (3) 賛助会員C：広告代理店（当機構媒体の販売代理店）
- (4) 賛助会員D：業務受託/業務提携企業（当機構の業務を請負及び営利業務提携企業）

### 第4条（会員の入会及び承認）

当機構への入会に当たっては、本規約を承認のうえ、当機構が別に定める入会申込書により申込むものとする。

### 第5条（入会金及び年会費）

賛助会員の入会金及び年会費は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員A 入会金：30,000円 年会費：50,000円
- (2) 賛助会員B 入会金：0円 年会費：50,000円
- (3) 賛助会員C 入会金：50,000円 年会費：80,000円
- (4) 賛助会員D 入会金：50,000円 年会費：100,000円

### 第6条（入会金及び年会費の納入）

会員は、入会時に入会金と当該年度の年会費を納入するものとし、次年以降は年会費のみを納入する。

ただし、年度中途に新たに入会した会員は、該当月からの月計算により入会時に年会費を納入するものとする。

### 第7条（会員特典）

賛助会員は、各会員区分ごとに以下に掲げる特典を受けることができる。

#### 賛助会員A

- (1) 当機構媒体使用料の割引  
媒体使用料定価の25%割引。（企業広告の場合は30%割引。社会貢献活動に関する広告は35%割引）
- (2) 当機構媒体に「当機構の活動支援企業」として表記。（表記希望企業）

#### 賛助会員B

- (1) 当機構媒体使用料の割引  
媒体使用料定価の30%割引。（企業広告の場合は40%割引。社会貢献活動に関する広告は50%割引）
- (2) 当機構媒体に「当機構の活動支援企業」として表記。（表記希望企業）

助会員C

- (1) 当機構媒体の会員広告代理店資格（媒体資料、見本紙の送付）
- (2) 会員広告代理店として当機構媒体に表記。（表記希望企業）
- (3) 広告料金等の優遇

賛助会員D

- (1) 業務受託資格/業務提携契約の締結
- (2) 当機構媒体に「当機構の活動支援企業」として表記。（表記希望企業）

第8条（会員資